

## 3 / 20 三浦和義氏の逮捕に怒る緊急集会

2月22日、米司法当局がサイパン島を訪れていた三浦和義さんの身柄を拘束し、「ロス疑惑」という権力・報道の「合作犯罪」が再燃した。15年近くも不当な獄中生活を強いられ、裁判で無罪が確定した人を、なぜ米国の警察がもう一度逮捕するのか。刑事司法の原則「一事不再理」を真っ向から踏みにじる暴挙に対し、さまざまな冤罪事件で三浦さんの助言・支援を受けてきた人たちの呼びかけで「三浦和義氏の逮捕に怒る緊急集会」が3月20日午後、東京・水道橋で開かれた。集会には約60人が参加、裁判で無罪を確定させた旧弁護団の弘中惇一郎弁護士も駆けつけて事件と裁判の経過を説明。各発言者が三浦さんの即時釈放を訴えるとともに、今後の支援活動について話し合った。(文責・山口正紀)

集会は、「無実のゴビンダさんを支える会」の客野美喜子さんらが呼びかけ、人権と報道・連絡会の山際永三事務局長や三浦さんと交流のある人たちが協力・準備して開かれた。

最初に司会の今井恭平さんが「集会を思い立ったのは10日前。今も事態が進展しているが、とにかく逮捕はおかしいという声を上げなきゃいけない。三浦さんとかかわりのあった人たちが交流し、釈放に向けて何ができるか話し合う場にしたい」とあいさつ。続いて、集会実行委員会の客野さんが次のように集会趣旨を話した。

### 人道的に許されない逮捕

01年にゴビンダさんの支援集会を開いた時、三浦さんが来てくれました。当時、ゴビンダさんの事件も三浦さんの事件も最高裁第3小法廷にかかっている、結局「状況証拠」について正反対の認定がされました。その後、私たちは三浦判決について勉強し、三浦さんにいろいろ相談にも乗ってもらいました。

日本の裁判の現状は、99・9%有罪です。そんな中で、冤罪を訴える人は、何年も身柄拘束されたまま裁判を闘わなくてはならない。最近、福岡の引野口事件で無罪が出ましたが、無罪判決はごくまれです。多くの方は、無実を訴えながら、拘留所で何十年も闘い続けています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんは40年以上にもなります。仙台・北陵クリニック事件の守大助さんも無期が確定しました。

そんな苛酷な裁判の中で、無罪が確定した人が、また罪に問われる。人道的にこんなことが許されるのか。この集会の小さな一歩を、次の二歩にどうつなげていくか、みなさんで考えていただければと願っています。

集会では、まず新倉修・青山学院大学大学院教授が「司法の正義と一事不再理の原則」と題し、国際法や合州国憲法・カリフォルニア州法に照らして、今回の逮捕をどう考えるかについて、次のように基調講演した。

### 司法の正義と一事不再理の原則（新倉教授の講演要旨）

事件が起きたのは1981年11月。三浦さんは85年9月に「殴打事件」で逮捕、88年10月に「銃撃事件」で再逮捕された。88年に出された逮捕状が今回の身柄拘束の根拠という。今年2月に逮捕状が再発行されたという話もあるが、胡散臭い。弁護人は逮捕状の効力を争っている。

きのう(19日)サイパンでロス移送に関する審問が開かれ、次回期日は5月28日になった。こういう長い拘束自体、たいへんな問題だ。ロスでも大物弁護士がいたそうだが、いったい弁護士にいくら払うのか。金をかけなければ自分の身を守れない状況・手続きはおかしい。疑われ、移送を拒否すると負担を負わされる。それを世間は不思議に思っていないのは恐ろしいことだ。

2月22日の逮捕後すぐ、NHKの取材に応じて「一事不再理」についてコメントしたが、その指摘は重視されず、記者の「有罪の可能性は？」の問いに、「あり得る」と答えた部分が流された。

ポイントは一事不再理。カリフォルニア州法の「他国で判決があった場合、一事不再理の適用を認める」という規定が2004年に削除された。日本では無罪が確定し「一事不再理」で逮捕できない。サイパンは北マリアナ連邦という米国自治領。米の裁判権が及ぶのを待っていたのか。

逮捕状の罪名は、殺人と共謀罪プラス20項目の行為。しかし、そんなものをいくら並べても共謀の証明にならない。共謀自体の証明が必要だ。だれと共謀したのか、捜査側はこれまで何も言っていない。カリフォルニア州法では殺人の場合、有罪なら共謀だけでも死刑になり得る。

一事不再理は国際的に確立している。もし三浦さんがカリフォルニアで逮捕され、裁判を受けていたのなら当然適用される。しかし、外国裁判所の判決ならどうか。全く拘束されない、拘束される、部分的に拘束されるという3通りの考え方がある。04年改正前のカリフォルニア州法は「一事不再理に拘束される」という考え方だった。

三浦さんは、その改正前に無罪が確定したのだから、改正前の規定が適用されるべきではないか。04年以前の行為に遡って改正法を適用するのは、「不利益変更の禁止」原則に反する。

88年の逮捕・起訴まで、日本の司法当局と米司法当局は共同捜査し、米では立件をあきらめた。ロス市警には法的にその縛りがかかっている。合州国憲法もカリフォルニア州憲法も一事不再理、「二重の危険」を認めている。米国での立件には高いハードルがあると考えるべきだ。

国際人権規約、国際刑事裁判所規程にも一事不再理の規定がある。国際人権規約の一事不再理は国内での適用に関する規定とされるが、その精神から国際的な効力を認める余地がある。一事不再理がいかに重要か、改めて明らかにすべきだと思う。

新倉教授の講演に続いて行なわれた討論では、これまで「ロス疑惑」裁判支援に関わってきた人や、二審無罪判決後に三浦さんが自身の体験から支援に関わった冤罪事件で知り合った人などを中心に、参加者が次々に発言した。

**山際「人報連」事務局長** きょうの集会を準備された方たちに感謝しています。人報連は85年から活動していますが、「ロス疑惑」報道はその前年の84年。人報連を立ち上げる大きなきっかけになりました。二審から三浦さんの支援を始め、やっと冤罪を晴らした。それが今日の事態になった。やれることは何でもやるつもりです。とにかくサイパンの手続きで身柄を解放させることが先決です。

「銃撃事件」「殴打事件」両方とも冤罪です。銃撃事件の二審判決は、非常に細かく無

罪を認定し、「ロス疑惑」は完全に粉碎されました。殴打事件は有罪が確定しましたが、これは「殴打」ではなく「転倒事件」です。

この冤罪がなぜ起きたのか。時代、メディアが背景にあります。我々は、情報化社会の新しい冤罪と呼んできましたが、今回のことは、冤罪以前の問題です。手続きとして、こんなことが許されていていいはずがない。皆さん、よろしくをお願いします。

**山口正紀「人報連」世話人** 2月22日の身柄拘束以来、また「ロス疑惑」報道の大騒ぎが始まっています。84年当時にメディアに登場した日米の捜査関係者がまたメディアに出てきて、裁判で完全に否定されたことを、蒸し返している。それをメディアはそのまま流しています。

最初は「新証拠が出た」と騒いだけれど、ロス市警は88年の逮捕状を執行したと説明しました。銃撃事件で三浦さんとOさんを逮捕したのは88年10月です。ロス市警の逮捕状の日付は88年の5月。当時、日米の捜査当局は緊密に連絡をとっていて、その資料をもとに三浦さんを逮捕した。それが、裁判で無罪になったわけだから、ロス市警の逮捕状も完全につぶれたわけです。

ところが、メディアはその問題を報道しない。今、この報道に関わっている人たちは、二審判決を読んだことがないでしょう。逮捕当時の新聞や映像だけ見て、同じようなことを繰り返している。読者もそれを信じている。その大きな原因は、二審判決をきちんと報道しなかったことにあります。自分たちがやった疑惑報道に都合の悪い部分、判決で指摘されたことを報道しなかった。今の記者は、その時の報道記録しか見ていない。

検察は、三浦さんとの国際電話や送金などを調べ、一審で「実行犯はOしかいない」と主張した。しかし、「白いパン」がOさんの借りたものではない証拠が出て、一審判決はOさんを無罪にした。それでも「ロス疑惑」報道の影響からだと思いますが、「氏名不詳の実行犯と共謀した」として、三浦さんには有罪判決を出しました。

検察は二審でも「Oとの共謀」を主張しましたが、二審判決は改めてそれを否定したうえで、「氏名不詳者との共謀」についても、共謀の証拠も報酬支払いの痕跡もない、と認めた。いわば完全無罪判決です。しかし、メディアは、それをきちんと伝えなかった。記者たちは、もう一度二審判決を読み、そのうえで、今回の身柄拘束が以下に不当かをきちんと報道すべきです。

**月刊『創』篠田博之編集長** この間の報道、2月23日以来の大騒ぎを見てみると、現場の人たちは事件のことを知らない人が多いんじゃないかと思います。三浦さんが起こしたメディア訴訟が踏まえていない。最近ようやく「一事不再理」の議論が始まったけれど、最初の1週間の大報道で、また三浦さんに対する印象が作られた。最高裁で確定したことをひっくり返していいのか。日本社会のあり方が問われていると思います。

**弘中惇一郎・元主任弁護士** いかにも日米の捜査がダーティーだったか、それ抜きに今回のことは考えられません。

「殴打事件」では、ついに凶器とされたハンマーが見つからなかった。検察は一審で、医師のカルテに「三日月型の傷の絵」があったとして、それを「ハンマーの傷」と主張し、一審有罪の根拠になった。ところが、当の医師に会って話を聞くと、この医師は検察に「傷はまっすぐで、三日月型ではない」と説明し、調書にも取られたというのです。検察は、この調書を隠して裁判所をだましました。

「銃撃事件」でも、検察は現場で銃撃犯人を見たスペアという人から、調書をとっていましたが、それを出さなかった。二審の途中で我々がスペア氏を見つけ、法廷に出てもらうことになった。すると、ロス市警が「三浦はマフィアだ」と彼を脅し、日本に来させないようにしました。とにかく、日米の捜査は汚い、何でもやります。

事件から 30 年近くたって、重要証人の中にはもう亡くなった方もいます。現場も変わっている。20 数年も前の目撃を今から思い出してしゃべれと言うが、いったいどんなまともな捜査ができるのか、考えてもらいたい。

**会場参加者** 事件当時の報道はよく知らないのですが、先日ラジオで「限りなくクロに近いが、証拠がなく無罪になった」というコメントが流されていきました。最高裁で確定した判決には、無罪の根拠がはっきり書かれているということです。判決を見ればわかることを確認せず、電波でそういうことを流すのは、大きな問題だと思います。

**司会者** 今回の逮捕後、ある番組からの取材で「三浦さんが冤罪の支援をしていることを知らなかった」と言っていたのに愕然としました。僕にとっては「冤罪支援でがんばっている」というのが第一のイメージだったのに、メディアは、それすら報じていなかった。自分の体験から無私で冤罪被害者のために動いている。三浦さんのそういう面を、メディアはまったく報道してこなかった。無罪判決の中身を報じていないことと表裏一体の問題だと思います。ここで、冤罪支援の関係で三浦さんと出会った人から発言していただければ。

**和歌山カレー事件支援者** ライターをしています。1年半ほど前、雑誌の企画で三浦さんにインタビューしましたが、私は「ロス疑惑」のことはよく知らず、「やったけど無罪になった」と思っていました。しかし、調べてみるとそうではなく、会って話を聞き、報道でわからなかったことがよくわかりました。

その時、カレー事件の話聞き、「この事件もおかしい」と支援に関わるようになりました。三浦さんはほんとうに熱心で、街頭でもビラ配りも一緒にやっています。支援活動をして何も得することはないのに、それでも気にせずにやっている。今回のことは何とか早く、解決してほしいと思っています。

確定判決を報道すると、みんなシロとわかるのに、それをしないのは、悪意なのか記者がバカなのか。あるスポーツ紙で「ロス疑惑」報道の担当キャップをした人が「よくわからない事件だ」と言っていました。バカな人が多い。事実も知らずに「疑わしい」と言っている。判決内容をどんどん広めていく努力をしたいと思います。

**北陵クリニック事件支援者** 事件当時は小学生で、リアルタイムでは何も知らなかったのですが、昨年6月、北陵クリニック事件の守大助さんの支援集会に来てくれて、ロス疑惑の話聞きました。守さんは逮捕直後、一部自白させられています。三浦さんそれについて「なぜ自白させられたのか、詳しく知らせた方がいい」とアドバイスしてくれました。最高裁の上告棄却が99%というのが、裁判の実情です。三浦さんは「とにかく、事実を積み上げる。それしか闘いに勝つ方法はない」と言われました。刑事裁判に厳しい姿勢で臨んできた人だ、という印象を強く持ちました。冤罪事件で、真摯に支援に向き合ってくれて感謝しています。

**羽柴駿弁護士** 今回の騒動で最初に思ったのは、なんで無罪が確定するのにそれが蒸し返されて逮捕されるのか、一事不再理はどうなったのか、ということでした。しかし、報

道を見ていると、そういう素朴な疑問が出てこない。テレビに出てくる学者も弁護士も何も言わない。日本の国民の多くが有罪とっていて、それに沿った報道しかされない。それで、自分のホームページに一事不再理の原則について書いて、知り合いのメディア関係者に配ったわけです。

その後、多少は一事不再理の問題が伝えられるようになりましたが、私がHPで言いたかったのは、一事不再理は国境を越えないのか、という問題です。日本の刑法やアメリカ法では、一事不再理原則は外国の判決には及ばないという考えに立つように思われますが、それでいいのか。世界人権宣言、憲法ができて60年以上たち、人々が自由に国境を越えて動く時代になった。そういう地球規模の変化に人権が追いついていない。自分が海外でこういう目にあったらどうするか、考えてほしい。もし海外で捕まって無罪になり、日本でまた捕まったらどうするか。

最近、映画「それでもボクはやってない」や富山の事件など、テレビも冤罪を取り上げるようになりましたが、国境を越えたとき、どう冤罪を防ぐか。これをぜひ、コメンテーターたちに取り上げてほしいと思います。

**月刊「実話ナックルズ」窪田順生・副編集長** 三浦さんに冤罪問題の連載を書いてもらって、そのつどいろんな話を聞いてきました。拘置所の処遇問題にも熱心に取り組んでおられました。「ロス疑惑」そのものについては、年齢的によくわかりませんが、僕らマスコミの人間も反省しなきゃならないと感じています。

**会場参加者** 今回の逮捕は、日米捜査当局の協力なしに行なわれたのでしょうか。88年の逮捕当時は正式な捜査協力の手続きがおこなわれたのですか。

**弘中・元主任弁護士** 捜査協力といっても、日本の裁判にそれほど重要な米側の証拠が出されたわけではなく、大したことの無い資料を「状況証拠」といって出した程度です。それと、事件現場の実況見分とか一美さんの治療とか。捜査協力は当時、最高検レベルで行なわれていて、米側の捜査官も証人として来ています。無罪確定後、日本側が米側資料を返したとのことですが、それ自体は間違ったことではない。

しかし、「ロス疑惑」の再捜査が、カリフォルニア州にとってどれほどの意味があるのか。今後、日本の関係者に対する聴取など、日米合同の証拠作りがどう行なわれるか、それが重要な問題になると思います。

**司会者** ここからの議論は、今後の支援活動の方向について意見を出してほしいと思います。旧弁護団は3月7日、法務大臣・検事総長・警察庁長官に、日本国政府は、直ちに三浦さんの身柄解放・帰国に向けて努力してほしい アメリカからの捜査協力要請に応じないでほしい。特に捜査資料・証拠の提出要求は拒否していただきたい の2点を申し入れました。

アメリカでの弁護費用には資金が必要です。それをどうするか。直ちに身柄拘束を解け、という人身保護請求も、だれでも請求でき、比較的実効性があるようです。その他どういうアピールをしていくか、どんなアクションが可能か。重要なのは1日も早く身柄拘束を解かせることです。意見を出してください。

**『創』篠田編集長** きょう、新倉さんの話を初めて聞いたのですが、こういう議論をもっとメディアできちんとすべきだと思いました。支援の動きはすでにいくつか出ています。三浦さんの本を出したモッツ出版の高須基仁さんたちの動き、三浦さんがプロデュースし

た映画関係者は、街頭募金活動を始めたそうです。そういう動きを集約していくのがいいと思います。ホームページを作って議論できればいいと思いますが。

**司会者** ホームページは作ろうと思っています。

**放送作家・河村シゲルさん** 今回の大騒ぎのものは、日本人の閉塞感です。メディアが「昭和ブーム」を仕掛け、その最後に「ロス疑惑」が出てきて、オジサン・オバサンが若者に「あれはこうだった」と話している。5年間、三浦さんとトークショーをやってきました。日本中がグレーと思っているのを少しでもシロに近づけようと始めたものです。最高裁の無罪確定をメディアが報道しない。若者たちが知らないニュースをどう伝えるか。サイパンでの身柄拘束を、日本はなぜ救ってやれないのか。海外で事件に巻き込まれても助けてくれない。それを若者たちはシビアに見ています。山際さんたちと、支援募金の口座を作りました。そこに募金を集約していただければと思います。

**山際「人報道」事務局長** ご家族は、支援募金について「そこまでしてもらうのは申し訳ない」と言うのですが、やはりお金を出してくれた人は支援もしてくれる、ということで、きょうから募金を始めます（募金活動の詳細は別記）。

**弘中・元主任弁護士** 政府への申し入れの趣旨は、1回使った証拠だけでなく、これからももう一度、日米で手を組んでやることも含めて、「最高裁判決に基づいてやれ」ということです。

**新倉教授** 法的効果は別にしても、とにかく不当拘束に対する気持ちをぶつけることが重要だと思います。自国民保護について、領事を通じてアピールする。高村外相も弁護士ですから、外務省にも言わなきゃいけない。

**司会者** まず意思表示が重要ということですね。いろんな形態があると思いますが、メディアへの働きかけも重要です。

**客野さん** 英語版のホームページを作れば、アメリカ国民にも伝わるのではないでしょうか。とりあえず日本語版HPを作って、きょうの集会の発言を要約して載せたいと思っています。市民の立場で、抗議・アピール活動を続けて行きましょう。

## カンパについてのお願い

私たちの友人・三浦和義さんが2月22日にサイパンでアメリカにより身柄拘束されました。三浦和義さんの今回の身柄拘束が不当であることは、どの角度からみても明らかです。何とか早期に三浦さんの解放を実現すべく、皆さんとともに私たちも努力するつもりです。

今回の身柄拘束がアメリカによってなされたことから、弁護活動もアメリカの弁護士に依頼せざるを得ず、それ相当の費用がかかることになりそうです。

三浦さんの親族も、覚悟を決めて努力していますが、支援するわれわれも弁護士費用についてのカンパ活動を始めることになりました。つきましては、日本における旧弁護団(弘中惇一郎氏・喜田村洋一氏ら)が開設していた口座がまだ残っていたので、それを今回のカンパ活動にも使わせてもらうことになりました。下記のとおりです。

**みずほ銀行新橋支店 普通預金 口座番号・1527996番**

**名義・三浦和義さん弁護団預り 弁護士弘中惇一郎**

カンパしていただいたお金はこの口座にプールしたあと、弘中弁護士と親族の協議によ

り使い道を決めます。どうか、よろしく申し上げます。

2008年3月19日 浅野健一（同志社大学教授）／河村シゲル（放送作家）／山際永三（人報連事務局長）

なお、原則として銀行の振込票をもって領収書にかえさせていただきます。私たちがよく存じあげている方は振込だけでわかりますが、そうでないとお名前だけしかわからないので、できるだけ振込後、ハガキでもFAXでも電話でもけっこうですから、振込日、ご住所、お名前の3項を私たちに知らせてください。グループでカンパ活動をしていただける場合は、まとめてから振り込んでいただくと助かります。個々のお名前は、後で知らせていただければ幸いです。いずれ、会計報告をさせていただきます。

事務連絡先：〒168・0064東京都杉並区永福4・3・2山際 電話3・3328・7609 FAX03・3328・0865